【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平29年６月27日
【会社名】	株式会社大運
【英訳名】	DAIUN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　髙　橋　健　一
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目１番３号 (平成28年７月１日から本店所在地　大阪市西区西本町一丁目10番10号が上記のように移転しております。)
【電話番号】	(06)6120局2001番
【事務連絡者氏名】	取締役　管理本部長　　岩　崎　雅　信
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目１番３号
【電話番号】	(06)6120局2001番
【事務連絡者氏名】	取締役　管理本部長　　岩　崎　雅　信
【縦覧に供する場所】	株式会社大運　神戸支店 (神戸市東灘区向洋町東三丁目) 株式会社大運　名古屋支店 (名古屋市中区丸の内一丁目４番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、平29年６月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年６月27日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

平成29年６月28日を効力発生日とし、金銭による配当総額62,165,832円を期末（平成29年３月31日）現在の株主の皆様にその所有普通株式１株につき１円の割合をもって利益剰余金からお支払させていただくことについてご承認をお願いするものであります。

第２号議案 株式併合の件

1.株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、平成29年10月１日をもって当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とするために、株式併合を行いたいと存じます。

2.株式併合の割合

当社普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じたときは、会社法第235条の規定に基づき一括して処分し、その処分代金に端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3.株式併合がその効力を生じる日（効力発生日）

平成29年10月１日

4.株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

15,000,000株

5.その他

その他手続き上の必要な事項につきましては、取締役会にご一任お願いしたいと存じます。

第３号議案 定款一部変更の件

提案の理由

第２号議案「株式併合の件」が原案どおり可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10分の１）に応じて発行可能株式総数を1億5,000万株から1,500万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月１日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。（変更案第６条、第８条、附則）

公告方法として電子公告制度を採用することで、株主の皆様の利便性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、現行定款第５条の公告方法を日本経済新聞への掲載から電子公告（インターネットによる公告）に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができないときの措置を定めるものであります。

定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。　　（変更箇所下線部分）

現　行　定　款	変　更　案
（公告） 第５条　当会社の公告は大阪市において発行される日本経済新聞に記載する。	（公告） 第５条　当会社の公告は電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。
第２章　株式 （株式の総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、1億5,000万株とする。	第２章　株式 （株式の総数） 第６条　当会社の発行可能株式総は、1,500万株とする。
（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。 （新設）	（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。 附則 第６条および第７条の変更の効力発生日は、平成29年10月１日とする。なお、本附則は同日の経過後これを削除する。

第４号議案 取締役２名選任の件

取締役小橋昭治、吉野弘一の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	コ　バシ　ショウ　ジ 小　橋　昭　治 昭和28年 ９月６日生	昭和52年４月 当社　入社 平成７年３月 当社　営業三部開発課課長 平成14年４月 当社　輸入部部長 平成17年４月 当社　執行役員東京営業所長 平成21年６月 当社　取締役 平成21年９月 当社　取締役営業本部長 平成25年６月 当社　常務取締役営業本部長（現任）	236,000株
2	イワ　サキ　マサ　ノブ 岩　崎　雅　信 昭和43年 ５月18日生	平成元年３月 関西商運株式会社　入社 平成19年４月 当社　移籍入社　管理部総務課課長 平成22年１月 当社　管理部次長 平成24年７月 当社　管理部部長 平成26年10月 当社　執行役員管理本部担当（現在）	131,675株

(注) 1.　各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2.　岩崎雅信氏は新任の取締役候補者であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令で定めた人数を欠く場合に備え、予め補欠監査役の選任をお願いするものであります。

なお、この補欠監査役選任が効力を有する期間は、法令により次回の定時株主総会の開始の時までとなりますが、補欠監査役の選任は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
ソエ　ダ　タメサブロウ 添　田　為三郎 昭和20年 5月18日生	昭和44年４月 関西汽船株式会社　入社 平成22年１月 同社　退職	0株

(注) 1．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2．添田為三郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3．補欠の社外監査役候補者の選任理由および独立性について

①　添田為三郎氏につきましては、長年運輸会社に勤務された豊富な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

②　添田為三郎氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

③　添田為三郎氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者、又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第１号議案 剰余金の処分の件	34,000	1,316	0	(注) 1	可決　96.27
第２号議案 株式併合の件	33,180	2,136	0	(注) 2	可決　93.95
第３号議案 定款一部変更の件	33,376	1,940	0	(注) 2	可決　94.51
第４号議案 取締役２名選任の件					
小橋昭治	33,806	1,510	0	(注) 3	可決　95.72
岩崎雅信	33,781	1,535	0		可決　95.65
第５号議案 補欠監査役１名選任の件				(注) 3	
添田為三郎	33,796	1,520	0		可決　95.70

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。